平成２７年（フ）第６１３号
神戸市垂水区舞子坂３丁目17番７―201号
債務者　遠藤　浩之
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２２号
神戸市垂水区上高丸３丁目７番11号
債務者　高　英太郎
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９７号
愛知県春日井市穴橋町1606番地23　ソレアード穴橋101号
債務者　橋本　真美
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２０６号
名古屋市西区清里町301番地　ライフステージウエスト202号
債務者　伊藤　洋昌
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９号
和歌山県御坊市湯川町小松原530番地１　リノ小松原Ⅱ　202号
債務者　石川　金子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第１８６号
青森県下北郡大間町大字大間字狼丁37番地７
債務者　古川由美子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘33番７号
債務者　浦田由美子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７８号
山口市朝倉町７番56号　10号棟
債務者　岩本美智恵
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７０３号
名古屋市港区本宮町８丁目29番地の１　本宮ハイツ山田501号、従前の住所名古屋市中川区柳島町４丁目44番地
債務者　遠藤　恒子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４号
北海道上川郡鷹栖町北１条２丁目４番16―106号、申立時の住所北海道上川郡鷹栖町北１条２丁目４番18―１号
債務者　增野　勝昭
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２５号
北海道旭川市４条通23丁目428番地の１　エステート102
債務者　宇高修一朗
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２６号
北海道旭川市４条通23丁目428番地の１　エステート102
債務者　宇高　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３１号
栃木県日光市若杉町1265番地15
債務者　早田　栄彦
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３４号
栃木県下野市下古山2918番地
債務者　加藤　清一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３８号
栃木県宇都宮市下栗町505番地６、前住所栃木県宇都宮市西刑部町2495番地70
債務者　安部　慎一
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３９号
栃木県宇都宮市今宮１丁目３番４号、前住所栃木県宇都宮市鶴田町７番地91
債務者　酒井　美香
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係